

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 草津町

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

| 区分 | 事業名称 | 融資・助成の対象となる(工事)内容 | 対象(者)要件 | 限度額 | 融資利率 (利子補給の場合 は) | 融資期間 | 申請/募集時期 | 募集枠 | 担当課 | 電話番号 (申込・問合せ先) | HP掲載(リンク先) | その他 |
|----------|------|-------------------------------|--|--|--------------------------|------|--------------------|-----|-----|-------------------|---|-----|
| 空家除却費補助金 | 助成 | 草津町空家除却費補助金事業 | ①主たる建築物の躯体、屋根ふき材等、内外装材及び建築設備の解体撤去工事及び処分に係る工事②主たる建築物の基礎、柱、排水管、ます、電線管、給水管等の地下埋設物の解体撤去工事及び処分に係る工事③車庫、カーポート、物置、土間コンクリート、塀、門塀、門柱、植栽、庭石等の主たる建築物に附屬する工作物の解体撤去工事及び処分に係る工事④解体撤去工事後の埋戻し及び整地(舗装を除く。)⑤解体撤去工事に必要な仮設工事 | 次に掲げる要件をすべて満たすもの・個人が所有する空家であること・申請する日において現に空家であること・戸建て住宅(併用住宅を含む。)であること・国又は地方公共団体からこの告示に基づく補助の目的と同様の補助を受けていない空家・所有権以外の権利が設定されていない空家であること・公共事業による移転・建替え等の補償の対象となっていない空家であること・不動産販売、不動産貸付又は駐車場経営等を業とするものが当該等のために除却を行うものでない | 工事費用の1/2以内で上限50万円を超えない範囲 | | 令和3年4月1日 ～11月末日 | 7戸 | 土木課 | 0279-88-7184 | https://www.town.kusatsu.gunma.jp/ | |